

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めているというにある。

2 経 過

請求人の亡父（以下「被災者」という。）は、昭和〇年頃、A港に所在する複数の海運会社において石綿ばく露作業に従事しており、平成〇年〇月〇日を診断確定日として、著しい呼吸困難を伴う「びまん性胸膜肥厚」と診断され、療養を継続していたが、平成〇年〇月〇日、直接死因「腸管壊死」により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否

かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者の死亡の直接原因である腸管壊死は、びまん性胸膜肥厚による呼吸機能障害により高度な便秘症を発症したことが原因である旨主張しているので、以下検討する。

ア B医師作成の平成〇年〇月〇日付けの死亡診断書において直接死因を「腸管壊死」と診断しているが、腸管壊死の原因については記載がなく、直接には死因に関係しないが直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名として「慢性呼吸不全（右びまん性胸膜肥厚）、慢性心不全」と記載されている。

イ C医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、①直接死因「腸管壊死」による死亡に至るまでの医学的なメカニズムについて、「高度の便秘に伴う大腸の伸展があり、これに伴い血流障害が大腸の一部に生じ、ここから細菌やその毒素の血中への流入に伴い多臓器不全に至ったものと推察される。」と述べている。また、②びまん性胸膜肥厚が腸管壊死に及ぼした影響について、「びまん性胸膜肥厚がBaseにある呼吸不全からの低酸素状態が腸管運動に及ぼした影響から腸管壊死を来す便秘を生じさせる可能性はあるものの、その影響の度合いの評価は困難と考える。」と述べている。

さらに、③死亡直前のびまん性胸膜肥厚及び肺機能の程度について、「胸部エックス線は平成〇年〇月とは変化はない。呼吸機能については、SpO₂で低酸素は認めず、腹痛や排便困難感の訴えはあるものの呼吸困難などの訴えはなかった。」と述べている。

ウ D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年〇月〇日の胸部エックス線写真では、左右の肺野に肺炎の所見はなく、心陰影の拡大と胸膜肥厚が認められ、以前の胸部写真と大きな相違は認められない。被災者の死因は、主治医診断のとおり腸管壊死と考えられ、原傷病のびまん性胸膜肥厚の関与は少ないものと判断される。従って本例の直接死因「腸管壊死」の

発症と原傷病「びまん性胸膜肥厚」との間に相当因果関係を認めることは困難である。」と意見している。

(2) 上記医学的見解及び被災者の症状の推移等一件資料を精査したところ、当審査会としても、C医師が、被災者の死亡は「高度の便秘に伴う大腸の伸展があり、これに伴い血流障害が大腸の一部に生じ、ここから細菌やその毒素の血中への流入に伴い多臓器不全に至ったものと推察される。」とする診断は妥当であると判断する。

また、請求人は、びまん性胸膜肥厚により呼吸機能の低下が進行し、被災者の死亡に影響している旨主張しているが、被災者のびまん性胸膜肥厚が被災者の腸管壊死に与えた影響については、C医師、D医師ともに否定的所見を述べており、その他その影響を示す医学的所見も認められないところであり、請求人の主張は認められない。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。